

境町のケアマネジメントに関する基本方針

1. 策定の趣旨

境町では、高齢者自身が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けられることができるよう地域包括ケアシステムの構築を推進し、いつまでも安らぎとやさしさを感じて暮らせるまちづくりを目指して介護保険事業を運営しています。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成30年4月施行）は、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることを主眼としています。その中で介護支援専門員は、介護保険制度及び関係法規を遵守し、制度全般の専門的な知識と対象者への深い理解により、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントの役割を理解し、地域包括ケアシステムにおける介護支援専門員の役割を認識することが求められています。

介護保険制度の根幹であるケアマネジメントのあり方を保険者と介護支援専門員で共有し、よりよい介護保険事業を運営するために基本方針を策定することにしました。

2. 介護保険制度の基本理念

介護保険制度の基本理念は、「尊厳の保持」と「自立支援」です。（介護保険法第1条）保険給付は、要介護状態等の軽減または悪化の防止に資するように行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。（同法第2条第2項）被保険者の選択に基づき、適切な保健医療・福祉サービスが多様な事業者等から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮されなければならない。（同法第2条第3項）その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならないと定められています。

3. ケアマネジメントについて

介護保険制度の理念である「尊厳の保持」「自立支援」及び「利用者本位」に基づき、支援を実践していくための手法として導入されているのが「ケアマネジメント」です。

中立性と公平性を保ち、生活を継続するうえで解決すべき課題（ニーズ）のある方に対してその方たちが地域の中で生活できるよう実現を図るため、生活の質を高めると同時に自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントを提供することが求められています。

4. 居宅介護支援に関する基本方針について

境町では、「境町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」（以下「居宅介護支援基準条例」という。）の第3条、第15条及び第16条に基づき、居宅介護支援に関する基本方針を以下のとおり定めます。

居宅介護支援に関する基本方針

1. 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮します。
2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
4. 市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談事業所（障害者支援）等との連携に努めます。
5. 要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われると共に、医療サービスとの連携に十分配慮します。
6. 自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ります。
7. その他「居宅介護支援の具体的取扱方針」は、居宅介護支援基準条例第16条を踏まえて行います。

5. 介護予防支援に関する基本方針について

境町では、「境町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（以下、「介護予防支援基準条例」という。）の第4条、第32条及び第33条に基づき、介護予防支援に関する基本方針を以下のとおり定めます。

介護予防支援に関する基本方針

1. 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮します。
2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。
3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏することのないように、公正かつ中立に行います。
4. 市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者（障害者支援）、その他地域における様々な取組を行う者等との連携に努めます。
5. 利用者の介護予防に資するように行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮します。
6. 介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるように目標志向型の介護予防サービス計画を策定します。
7. 自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図ります。
8. その他「指定介護予防支援の基本取扱方針」は、介護予防支援基準条例第33条を踏まえて行います。

※ 介護予防ケアマネジメントに関する基本方針については、介護予防支援に関する基本方針に準じます。

6. 境町のケアプラン点検支援について

境町では、地域支援事業の任意事業における介護給付費適正化事業として居宅介護支援事業所を対象としたケアプラン点検支援を実施しています。個々の介護支援専門員が、担当する対象者の自立支援・重度化防止に資する適切なアセスメントのもとに作成されたケアプランを提供することが、介護給付費適正化につながると認識しています。主任介護支援専門員が統括し、介護支援専門員と共に考え、介護支援専門員の学びが得られる支援となることを目的としています。また、保険者として介護支援専門員が抱える問題点の把握や点検支援を通じた境町の課題発見等の役割も果たすものと考えています。目的を達成するために、介護支援専門員自己評価表等を活用したケアプラン点検支援を継続していきます。